



令和7年度版
(令和7年4月～令和8年3月)

門川町家庭ごみ収集カレンダー



A地区

本町・上町・栄ヶ丘・東栄町・西栄町・宮ヶ原・竹名・上納屋・加草1～5区・庵川西・須賀崎・庵川東・中村・牧山・谷の山

ごみの収集日程	もえるごみ	毎週月曜日・木曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション	ペットボトル	毎月第3水曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション
	資源物(リサイクル品)	毎月第2水曜日	午前7時30分～午前8時30分まで	資源物ステーション		毎週金曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション 清掃工場への持ち込みはできません。
	もえないごみ	毎月第1水曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション				

土曜日、日曜日、年末年始は収集しません。

※台風等の災害時は計画通り収集できない場合があります。

4 April

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	・	・	・

5 May

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6 June

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	・	・	・	・	・

7 July

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

8 August

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

9 September

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	・	・	・	・

10 October

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

11 November

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	・	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

12 December

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

1 January

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2 February

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
・	・	・	・	・	・	・

3 March

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	・	・	・	・

区分	分別の方法（ごみの分け方）										注意事項
もえるごみ	生ごみ類（生ごみは水切りをして） 台所ごみ（調理くず、残飯・卵・貝がら） 製品プラスチック ※プラスチック製容器包装以外のもの 皮革製品 金属部分は外して出して下さい。 家庭で剪定した少量の小枝・木板くず・草木類 長さ50cm以内 天ぷら油 食用油は紙や布などにしみこませるか市販の固化剤で固めて テープ・カセット類（本体・ケース） ホッカイロ 紙おむつ 紙おむつの汚物はトイレに流して 紙くず・紙容器類（汚れているもの） 布類										- もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトルは15～45Lの透明袋に入れて出してください。 - 新聞や袋を使用して生ゴミ等を包む場合は、必要最小限にして出して下さい。 - 買い物袋（レジ袋）で出しているごみは収集できません。 - おもちゃ、電化製品の電池は抜いて出して下さい。 - 混入ごみ（種類の違うごみ）は収集できません。 - 資源物は指定の資源物ステーションにあるコンテナに種類ごとにしてください。
もえないごみ	缶類（飲料以外） ペンキ・オイル缶他 ガラス類・陶磁器類 金属類 家電製品 電子レンジ・炊飯器・掃除機など カセットボンベ・スプレー缶 カセットボンベ・スプレー缶 有害ごみ （別の小さな透明の袋に入れて出してください）										リサイクルマークのない缶類
資源物	缶類（アルミ缶・スチール缶） びん類 （無色透明びん・茶色びん・その他のびん） コーヒーびん・洋酒びん・ドリンクびん・化粧びん ◎ふたをはずし、金属製のふたはもえないごみへ 紙パック類 紙パック（500ml以上のもの） ※内側がアルミ（銀色）のものは、もえるごみになります。 新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・その他の紙類 （紙類（新聞・雑誌・ダンボール・その他の紙類）は雨の日は収集できません。）										このマークがついているもの よく洗って出しましょう。 このマークがついているもの ◎粗大ごみ（袋に入らないもの）は、直接、清掃工場に搬入してください。 ◎台風などで雨風が強い時は、次回の決められた指定日に持ち出して下さい。
プラスチック製容器包装	プラマークがあるものが対象です。（きれいな状態で出してください。） ※汚れがとれない「プラ」はリサイクルできないため、もえるごみになります。 ※清掃工場への持ち込みはできません。 袋を二重にしないでください。 パラパラに入れて。 カップ・トレイ類 食品トレイを包んでいるラップはもえるごみへ ボトル類 チューブ類 袋類 スーパーOAO その他 ペットボトルのふた・ラベル・発泡スチロール・プラスチック製緩衝材・野菜や果物のネット 発泡スチロールは必要に応じて割って出してください。										飲料用・酒類・しょうゆ用・調味料用 ペットボトルのキャップ、ラベルは必ずはずしてください。 PET このマークがついているもの、このマークが確認できるものだけお出しください。

収集できないごみ・清掃工場で受け入れできないごみ

消火器・ガスボンベ・バッテリー・タイヤ・バイク・農機具類・太陽熱温水器・風呂釜・農業用廃ビニール・農業や劇薬等の薬品類・ペンキ・シンナー等液体の入った容器・建築廃材(ベニヤ板、フローリング材など) ※販売店や処理業者等にご相談下さい。

家電リサイクル法の対象機器

“平成13年4月以降、家電リサイクル法の施行により、下記の廃家電品は町で受入れ出来ません。”
・エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー・保冷庫・保温庫・洗濯機・衣類乾燥機

清掃工場への搬入

- 搬入日及び搬入時間は 平日・日曜日 8:30～16:30 です。
- 搬入許可証がないと入場できません。
※搬入許可証は、確認のため車内のダッシュボードにおいてください。
- 必ず透明袋に入れて下さい。(透明袋以外のものは搬入できません。)

小型家電の回収について(お知らせ)

門川町では、ご家庭で使用されなくなった、小型家電製品の内、下記16分類については町内4か所(清掃工場・役場・門川勤労者総合福祉センター・かどがわ温泉の杜)に回収ボックスを設置(投入口:縦15cm×横30cmに入るサイズが対象)し、ごみ減量化の促進に努めております。ご協力をお願いいたします。
①携帯電話・PHS端末 ②電話機・ファクシミリ ③ラジオ ④デジタルカメラ等 ⑤映像用機器 ⑥音響機器
⑦補助記憶装置 ⑧電子書籍端末 ⑨電子辞書・電卓 ⑩電子血圧計・電子体温計 ⑪理容用機器 ⑫懐中電灯
⑬電子・電気時計 ⑭ゲーム機 ⑮カー用品 ⑯これらの付属品

事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)について

事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)は ①事業系一般廃棄物 ②産業廃棄物の2種類に分別されます。
※減量化・資源化マニュアル(町ホームページに掲載中)を参考にして、適切に処理を行って下さい。
※ごみステーション及び資源物ステーションには持ち込みは出来ません。

①事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物とは、会社・飲食店・商店等の事業活動で生じた廃棄物(ごみ)を言います。これらの廃棄物(ごみ)については、門川町一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約し処理をするか、直接清掃工場に搬入してください。

②産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に生じた廃棄物(ごみ)の内、燃えがら・汚泥・廃プラスチック・建築廃材などを言います。これらのごみを清掃工場へ持ち込むことはできません。処理については、産業廃棄物処理業者へご相談下さい。

※ごみは指定のステーション(ご不明な方は、各地区会長か環境水道課におたずね下さい)に決められた曜日・時間内に透明袋に中身がわかるようにして入れて、当日の朝8:30迄に出しましょう。

- 門川町役場環境水道課 電話63-1140(内線2161)
- 門川町清掃工場 電話63-5431